

食品中の  
放射性物質対策

## 「乳児用食品」「牛乳」の区分について【参考】

## ● 基本的な考え方

「乳児用食品」、「牛乳」の区分に該当する食品は下記のとおり。

## 「乳児用食品」の区分に含める食品

- 健康増進法第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの

## ■ 乳児用調製粉乳



- 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの

→消費者が表示内容等により乳児向け（1歳未満）の食品であると認識する可能性が高いものを対象とする。

## ■ 乳幼児を対象とした調製粉乳

フォローアップミルク等の粉ミルクを含む



## ■ 乳幼児向け飲料

飲用茶に該当する飲料は飲料水の基準を適用



## ■ 乳幼児用食品

おやつ等



## ■ ベビーフード

1歳未満を対象とするもの



## ■ その他

服薬補助ゼリー、栄養食品等



## 「牛乳」の区分に含める食品

牛乳 低脂肪乳 加工乳等 乳飲料

■ 「牛乳」の区分に含めない食品  
→「一般食品」として扱う

乳酸菌飲料 発酵乳 チーズ



厚生労働省ウェブサイト「食品中の放射性物質への対応」より作成  厚生労働省

「乳児用食品」と「牛乳」については、それらの区分にどのような物が該当するのか少々判断に迷うところがあるかもしれません。

この図で示されるとおり、牛乳を主成分に作られた製品（チーズや発酵乳等）でも、「一般食品」の区分に含まれる物もあります。

「乳児用食品」は乳児の飲食に供することを目的として販売されるもので、消費者が表示内容等により乳児向け（1歳未満）の食品であると認識する可能性が高いものという考え方に基づいて区分されています。

本資料への収録日：平成 25 年 3 月 31 日